

令和4年度

学校いじめ防止基本方針



小中合同全校 「スポーツフェスタ」 「縦割り班集会」 「絵本読みあい」

萩市立大井小中学校

I いじめの防止等に係る考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

- ・ 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」にあたるか否かの判断を行う。いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義を限定して解釈することのないようにする。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場面が多々あることから、必要に応じ家庭と連携し、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ 「一定の人的関係にある他の児童生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的に関わるものではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ・ 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・ 「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景に事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

(2) いじめの認知に関する考え方

- いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、いじめは認知されることが自然である。
- いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
- いじめは「いじめを受けている者」「いじめている者」「周りではやしたてる者」「見て見ぬふりをする者」の「四層構造」となっていることを念頭に置き、集団全

体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

- いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺などの重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握（認知）し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) いじめの段階

① レベル1【日常的衝突としてのいじめ】

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突。（いわゆる「児童生徒間トラブル」、軽微なものでは「ふざけ」や「いたづら」、「ちょっかい」など、程度が重くなると「口論」や「けんか」などが挙げられる）の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

※ 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要。

② レベル2【教育課題としてのいじめ】

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

③ レベル3【重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ】

認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

重大事態の定義

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いを認めるとき
- 【いじめ防止対策推進法第28条】

※ 児童生徒・保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

2 いじめの対応に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止

- 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」という考え方・対応が学校の基本姿勢である。
- 「児童等は、いじめを行ってはならない。」（推進法第4条）
- いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開する。

(2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進

- いじめ問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、社会総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(3) 取組の視点

- いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を取組の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめの予防】
 - ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項

(1) いじめの把握及び対応【学校における基本姿勢】

- 「いじめ対策委員会」を中核とした全校体制を確立し、学校の実態に応じて、いじめ防止等について体系的・計画的かつ具体的な取組を推進する。
- いじめは、未然防止の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 児童生徒の些細な変化に対して、「背景にいじめがあるのではないか」との認識の下、全ての教職員による日頃からの児童生徒のきめ細かな行動観察を始めとする取組を通じた実態把握により、早期発見・早期対応に努める。
- 「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置付け、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検討し、改善を図る。
- アンケートや面談で、児童生徒や保護者からの、いじめを受けた旨の申し出があった場合は、誠意をもって瞬時に対応する。
- いじめか否かを迷うようないじめの初期段階、或いは、いじめにつながるような前段階の児童生徒間トラブルも含め、把握したすべての情報を「いじめ対策委員会」に集約し、定義に照らして、適切ないじめ認知に努める。
- 認知したいじめについては、教育委員会に適切に報告するとともに、家庭や、必要に応じて専門家、関係機関と連携し、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行うなど、速やかな対応・解決を図り、いじめの解消に向けて粘り強く対応する。

(2) 「いじめ対策委員会」による組織的取組

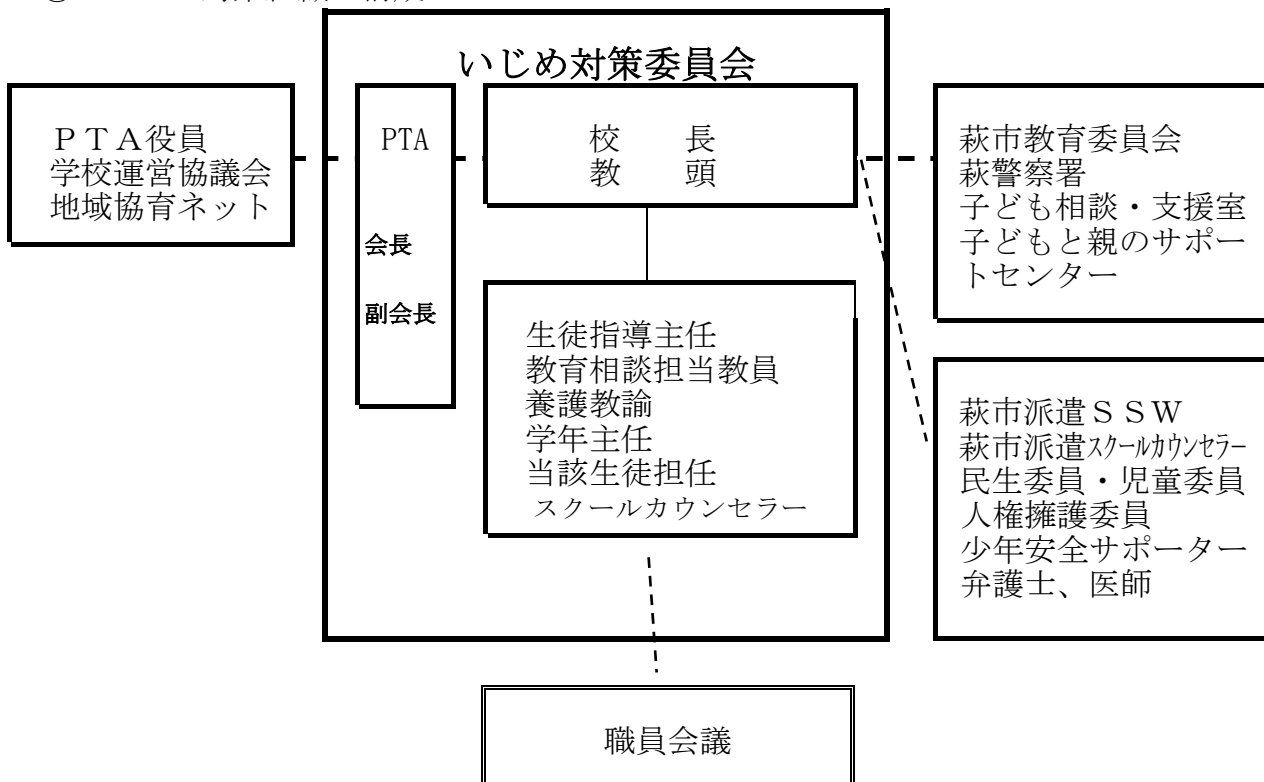
① 具体的取組

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を行う。
- イ いじめの相談等の窓口になる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報収集と記録・共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急に会議を開いて、以下の対応を組織的に実施する。

- いじめの情報の迅速な共有
- 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- 指導や支援の体制・対応方針の決定
- 保護者との連携

② いじめ対策組織の構成



③ 構成員の役割分担

校 長	総括	教 頭	渉外・調整
生徒指導主任	調査・対応	養護教諭	調査・対応
教育相談担当	調査・対応	教務主任	連絡・調整
学年主任	小学部・中学部 各担任		調査・対応

(3) いじめ防止等に係る取組の年間計画

	いじめ対策委員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ○基本方針策定 ○指導計画 等 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 児童・生徒会活動 ○委員・係活動 ○居場所作り 家庭訪問（小中） 1年生を迎える会（小） </div>	生活アンケート 行動観察 情報交換
5月			生活アンケート 行動観察
6月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 児童・生徒会活動 生徒総会（中）玉葱収穫（中） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;"> 保護者対象いじめアンケート </div> 生活アンケート 行動観察 情報交換 Fit <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px; margin-top: 5px;"> 教育相談 （相談相手担任） </div>
7月	事故発生 緊急 いじめ対策委員会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 秋市民一斉清掃（小中） 児童・生徒会活動 保護者懇談会（小中） 水泳記録会（小） ふれあい奉仕作業 運動会応援練習（小中） 修学旅行（中） </div>	生活アンケート 行動観察 情報交換
8月			行動観察 情報交換
9月			生活アンケート 行動観察 情報交換
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ○取組の検証・修正 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 児童・生徒会活動 陸上記録会（小） 秋の遠足（小） 稲刈り、脱穀（小） 小中文化祭 芋掘り（小）玉葱苗植（中） 大井ふるさとまつり </div>	生活アンケート 行動観察、情報交換
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;"> 保護者対象いじめアンケート </div> 生活アンケート 行動観察 情報交換 Fit <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px; margin-top: 5px;"> 教育相談（相談相手希望 小中全職員） </div>		
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめ対策委員会 ○取組の検証・修正○情報の共有 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 小中校内ロードレース走大会 絵本の読みあい </div>	行動観察、情報交換
1月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> なわとび大会（小） 収穫感謝の会（小） </div>	生活アンケート 行動観察、情報交換
2月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ワックスがけ（小中） 卒業生を送る会（中） 6年生を送る会（小） 3年生を送る会（中） </div>	生活アンケート 行動観察、情報交換
3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 感謝の会 </div>	生活アンケート 行動観察 情報交換

第Ⅱ 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

1 未然防止【いじめの予防】

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や児童生徒の主体的な活動を推進する。

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

○ いじめの問題を解消するために、開発的・予防的な生徒指導を推進する。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・ 年間に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ 児童生徒の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童生徒とふれあう機会を増やし、子どもたちの行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

ウ 児童生徒理解

- ・ 日記、生活アンケート、会話や山口県版学校適応感調査 Fit 等の客観テスト（中学部）等を通して、児童生徒理解に努め、指導に生かす。
- ・ 小学部では、毎週実施の打ち合わせ会の際に児童の様子を共通理解し、課題の早期発見、早期対応に生かす。
- ・ 職員会議の際に、小・中学部の児童生徒についての情報交換・共有を全教職員で行い、指導や対応に生かす。

エ 生徒指導部会の在り方

- ・ 問題行動等の報告・対応のみにとらわれず、各分掌・各学年と情報共有を図りながら、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。

オ 教育相談の充実

- ・ すべての生徒の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

(2) 学校の教育活動を通じた開発的・積極的な生徒指導

○ 互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるよう、学校の教育活動を推進する。

ア 学習規律を通じた落ち着いた学びの時間の共有

イ 学習形態の工夫による自己表現や相手を尊重することの体験

ウ 日頃の言動を見直すことを通じた自他の尊重

○ 児童・生徒会活動の充実を通して、児童生徒による自治的な風土のある学校づくりを進める。

ア 生徒総会や専門委員会活動、委員会活動（小学部）を通じた問題の意識化

イ 話し合い活動と具体的なプロジェクトの実践による充実感・有用感

ウ A F P Yやグループワークトレーニング等による関わり、認め合い体験

○ 多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを推進する。

(3) 家庭・地域との連携

(3) 家庭・地域との連携

- 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭・地域社会に示し、緊密な連携の上に、いじめに対して協働して解決を図る。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意のある対応を行う。
- 異校種間の情報共有や児童生徒への切れ目のない支援体制の構築等の促進に努める。
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒などは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱えることも多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分理解し、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 校内指導体制の確立

- 生徒指導主任、学年主任、保健主任はもとより養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、スクールカウンセラー（以下、SCという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で情報共有を図る。
- 教育相談担当教諭・養護教諭をいじめ対策委員会に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、SC等の専門家と緊密な連携を図る。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- 児童生徒との信頼関係に基づいた「心の教育」を推進し、指導の充実を図る。
 - ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケートやFit等の客観テスト（中学部）の実施等により、児童生徒の内面の変化をとらえ個別の教育相談を実施する。
 - ・ 中学部では、日記の内容について、担任と副担任などのWチェック体制で生徒の生活の様子や些細な言葉や文章の変化等を見逃さないようにする。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して子どもが発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から、児童生徒に寄り添い、日常的に機会をとらえて声かけを行う中で、些細なことでも相談しやすい関係づくりを心掛ける。

- ・ 落ち着いた雰囲気の中で相談できるように相談室やふれあいルーム等の環境を整備し、積極的に活用する。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 早期対応に係る学校の体制づくり

- いじめ対策委員会にSCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、迅速・的確かつ組織的な対応を行う。必要に応じて、関係機関との連携も検討する。
- いじめは、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有等を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童生徒・保護者への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、気持ちを安定させていくことに努める。
 - ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- いじめている児童生徒・保護者への対応
 - ・ 当事者だけでなく周りの生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
 - ・ 苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童生徒のよりよい成長のために協力して問題の解決に取り組むことを依頼する。
- 柔軟な対応の必要性
 - ・ 好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能。
ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、いじめ対策委員会への情報共有は行う。
- 他の業務に優先した迅速な対応
 - ・ 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
【いじめ防止対策推進法第23条】
- 周りの児童生徒（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。

- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化しているいじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。

(3) いじめ解消の定義

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。
- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への情報の削除依頼、当該児童生徒への情報削除の指導等、具体的対応を速やかに行い、被害の拡大を最小限に抑える。

(5) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得ることに努める。
- 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。

【重大事態対応フロー図】

